

これって8パーセント？
10パーセント？

消費税の軽減税率制度

政府が実施する社会保障と税の一体改革の下、10月1日から始まる消費税率引上げにより、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度とは、特定の商品の消費税率を一般的な消費税率より低く設定するルールです。例えばスーパーマーケットの場合、消費税率8%のままの商品と、10%の商品が並ぶこととなります。

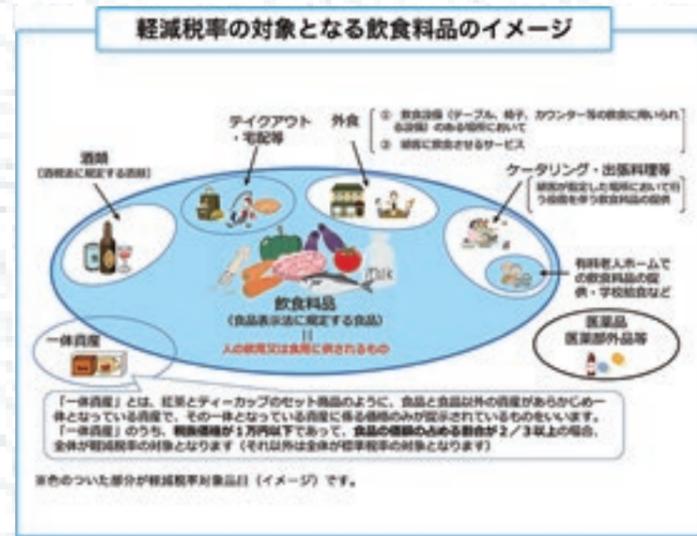
私たちが、食べ物や飲み物を買った時、消費税が8%になるか、10%になるか、軽減税率制度対象の商品ををご紹介します。(資料は「政府広報オンライン」より引用)

1 何が対象？

軽減税率の対象となる飲食料品は、左の図で色のついた部分の商品です。お店で販売する時に、飲食料品かどうかにより判断することが原則となります。

また、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞も対象です。

飲食料品でも、テイクアウトやイトインなど、形態がさまざまにあり、注意が必要です。



3

どんなものが外食にあたるの？

消費税が10%となる「外食」は、ケータリング・出張料理サービスなどを含めて、二つの区分を定めています。

○ 外食

テーブル、椅子、カウンター等の飲食に用いられる設備のある場所で行う、飲食料品を飲食させるサービス。



○ ケータリング・出張料理等

顧客が指定した場所において行う、加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供。

※有料老人ホーム等の食事や学校給食などは、ケータリング・出張料理等から除外され、軽減税率(8%)の適用対象となります。



どのようなものが外食にあたるかは、実際の状況をふまえて個別の判断となりますが、一般的な事例としては次のようなものがあります。

○ ハンバーガー店などでの店内飲食とテイクアウト

ハンバーガー店などでの店内飲食は、お店がお客様に店内で飲食させるサービスを提供するものであるため、外食にあたり、標準税率(10%)の適用対象となります。一方、「テイクアウト」は、単に飲食料品を販売するものであるため、外食にはあらず、軽減税率(8%)の適用対象となります。



○ コンビニエンスストア等で販売する弁当など

コンビニエンスストア等で持ち帰りとして弁当等を販売する場合は、お店がお客様に、単に飲食料品を販売するものであるため、外食にはあらず、軽減税率(8%)の適用対象となります。ただし、お店がお客様に、店内に設置したイトインスペースで飲食させるサービスを提供する場合には、外食にあたり、標準税率(10%)の適用対象となります。



2 一体資産って？

一体資産とは、おもちゃ付のお菓子や、コーヒーとカップが一緒になっているコーヒーマグセットなど、あらかじめ軽減税率の適用対象である食品(酒類を除く)と、食品以外の商品とが一緒に販売されているもの(その一体資産の価格のみが提示されているものに限ります)をいいます。

一体資産は、原則、軽減税率の適用対象外となりますが、販売価額(税抜き)が1万円以下で、食品部分の割合が3分の2以上のものは、全体が軽減税率の適用対象で、消費税が8%となります。



消費税軽減税率制度に関する相談窓口

消費税軽減税率電話相談センター (軽減コールセンター)

専用ダイヤル: **0120-205-553** (通話料無料)

(ナビダイヤル: 0570-030-456 (通話料がかかります)) もご利用いただけます。

【受付時間】9:00 ~ 17:00 (土・日・祝除く) ※令和元年10月は土曜日も受け付けています。